

NPO 法人年度末事務まとめ帳

多くの NPO 法人のみなさんは 3 月が年度末。事業年度末は様々な事務が集中します。この冊子でおさらいして、早め早めのご準備をお願いします！

1. 事業年度末に迎えるにあたって必要がある法定実務

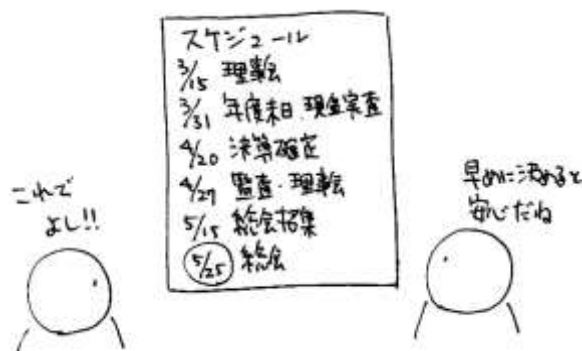
- ① 年に 1 回の通常総会の開催
- ② 事業年度終了後 3 ヶ月以内に所轄庁に対して事業報告書等の提出
- ③ 定款に定められた方法による貸借対照表の公告
- ④ 役員の任期が到達する場合は役員変更の手続き
- ⑤ 納税の義務がある団体は納税額の申告・納付・・・など

その他おこなっている事業によっては所定の実績報告などがある場合があります。

2. 通常総会の実務

多くの NPO 法人の定款では、総会について、

- ① 毎事業年度 1 回開催すること
- ② 前年度の事業報告や活動決算の承認をおこなうこと
- ③ 新年度の事業計画・活動予算の承認をおこなうこと
- ④ 役員の選任をおこなうこと
- ⑤ 定款の変更決議をおこなうこと



…などといったことが規定されています。また、理事会では「総会に付議する事項」を決めることとされています。それらを踏まえると総会に向けては、例えば以下のような段取りが考えられます。

(3 月末が事業年度末の NPO 法人の総会までの流れ一例)

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 3 月～4 月中 | 新年度の事業・活動予算の策定、役員任期が到達する場合は新役員の検討 |
| 4 月下旬までに | 前年度活動報告と決算のとりまとめ、監事による監査 |
| 5 月上旬 | 理事会で総会に付議する事項を確定し、総会議案書を正会員に送付 |
| 5 月中～下旬 | <u>通常総会を開催</u> 、総会終結後に貸借対照表の公告 |
| 5 月末日までに | 納税の義務がある団体は申告・納付 |
| 役員任期到達日以降 | 役員変更登記や役員変更届出書の提出 |
| 6 月末日までに | 事業報告書等を県庁に提出 |

総会の定足数、総会の招集方法なども一度確認しておきましょう。また、法人の定款で変更が必要と考えられるところがあれば定款変更の議案も準備しておきましょう。

【新型コロナ対策を踏まえた総会の開催について】 定款に記載がなくても、オンライン会議システムを使って総会をおこなうことが認められています。その際は参加者に発言の機会が確保されているか、映像や音声スムーズにやり取りできているか等、双方向性・即時性が担保されていることが必要です。参考：内閣府ウェブサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>

3. 事業報告書等の提出

事業報告書等とは、①事業報告書等提出書（県指定様式）、②事業報告書、③活動計算書と注記、④貸借対照表、⑤財産目録、⑥年間役員名簿、⑦社員のうち10名以上の名簿、の7種類を指します。

これらの書類は、和歌山県庁と和歌山県 NPO サポートセンターで閲覧できるほか、②～⑤については内閣府 NPO ポータルサイトでどなたでもご覧になれます。正確かつ第三者にわかりやすい書類づくりを目指しましょう。

4. 定款に定められた方法による貸借対照表の公告

現在、「資産の総額変更登記」の義務はなくなり、定款に定められた方法による「貸借対照表の公告」の制度が始まっています。忘れずに対応しましょう。

5. 役員変更について

NPO 法人の役員のみなさんの任期をご確認いただき、任期が到達する場合は役員を選任してください。役員全員が再任であったとしても「役員変更」となります。

役員任期が到達する場合は必ず、① 法務局にて代表権を有する理事の変更登記、② 県庁への役員変更届の提出、をお願いします。新任の方がいらっしゃる場合、県庁への役員変更届には就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）と住民票の添付をお忘れなく。



【ここまでについて詳しくは】

「わかやま NPO 広場」(<https://www.wakayama-npo.jp/>) のオレンジ色ボタン「NPO 法人手続き・書類ダウンロード」をクリック▶「NPO 法人、こんなときどうする?」の「役員の任期末が来ました・役員を変更したい」「事業年度が終了しました・事業報告について」のページをご覧ください。

6. 納税の義務がある団体は納税額の申告・納付

法人税・消費税等の納税義務がある団体は、承認された活動計算書をもとに申告・納付をお願いします。



7. 定款の変更を行う場合

定款の変更は総会での議決が必要です。総会での議決で即時効力を発揮する「軽微な変更」と、所轄庁での定款変更認証が必要な変更の2種類があります。

【定款変更について詳しくは】

「わかやま NPO 広場」(<https://www.wakayama-npo.jp/>) のオレンジ色ボタン「NPO 法人の手続き・書類ダウンロード」をクリック▶NPO 法人こんなときどうする?の「定款を変更したい」のページをご覧ください。

サポセンはみなさんの事業運営を全力で応援します！

和歌山県 NPO サポートセンターでは、NPO 法人のみなさんの事業報告・役員変更・定款変更等に関するご相談を受け付けています。

●来所によるご相談

NPO サポートセンターは、火曜～土曜の 9:00～20:50、日曜の 9:00～17:30 が受付時間となっています（月曜・祝祭日は休館）。1 団体あたりの相談時間は概ね 1 時間以内とさせていただいております。事前のご予約をおすすめします（予約がない場合は、ご予約の方を優先させていただきます）。

●出張相談のご利用

サポートセンタースタッフが橋本市と田辺市に出向いて直接ご相談をお受けします。各センターにお電話でお申し込みください。急きょ日程が変更になることがありますので、必ず事前にご予約をお願いします。

第 2 水曜日の 10:00～16:30・・・橋本市市民活動サポートセンター

（橋本市保健福祉センター 2 階、0736-33-0088）

第 2 金曜日の 10:30～17:00・・・田辺市市民活動センター

（田辺市民総合センター 2 階、0739-26-9833）

●電子メールによるご相談

電子メールでもご相談をお受けします。info@wakayama-npo.jp までお送りください。なお 3 業務日を過ぎても返事がない場合は、誤って迷惑メール等に判別されて未着となっている可能性がありますのでお問い合わせください。

●Web 会議（Zoom または Whereby）によるご相談

遠隔地などの事情で和歌山県 NPO サポートセンターへのご来館や、橋本・田辺での出張相談のご利用が困難な方を対象に、インターネットを活用した Web 会議による相談受付を受け付けています。

「Zoom」もしくは、専用ソフトが不要の「Whereby」のどちらかを選択いただけます。

- (1) お手持ちのパソコンのインターネット環境とマイク・カメラが正常に動作するかご確認ください。
- (2) 和歌山県 NPO サポートセンターにメールでご予約ください (info@wakayama-npo.jp)。この際、相談希望日時（複数お願いします）、Zoom か Whereby のどちらを利用されるかをお知らせください。
- (3) 日程調整のうえ、相談日程が決まれば、当日アクセスいただく URL をメールでお知らせします。
- (4) 相談予約日時になりましたら通知メールにある URL にアクセスください。

ご利用は無料です。相談は原則 1 回 1 時間以内です。

「Whereby」をご利用の場合、インターネットブラウザは Google Chrome、Firefox、Opera のいずれかのみとなります（Microsoft Edge、Microsoft Internet explorer などは動作保証対象外です）。

NPO 法人事業報告チェックリスト（2021 年版）

- ・ 事業報告・決算、事業計画・予算等を総会で承認する団体を前提としています
- ・ NPO 法人にとって必要最小限の内容をまとめています。事業内容等によってはこれ以外のチェック項目も考えられます。適宜項目を追加して活用してください。

■ 事業年度終了前にチェックすべき事項

- 年度末の収益・費用の見通しを立てましたか
- 次年度の事業・予算計画の骨子を立てましたか
- 前受金や未払金、未収金など翌年度に持ち越す収益・費用の見通しを立てましたか
- 年度末日時点での現金の有高を確認しましたか

■ 事業年度終了後にチェックすべき事項

- 年度末日締め決算作業をおこないましたか
- 年度末日時点での預金残高を確認しましたか（必要に応じて残高証明書を取得しましょう）
- 年度末日時点での資産・負債の額を確認・集計しましたか
- 前年度の事業報告をまとめましたか
- 前年度の活動計算書・活動計算書の注記・貸借対照表・財産目録を作成しましたか
- 計算書類の計算ミスがないか、計算書類間のつじつまが合っているか確認しましたか
- 監事による監査を受けましたか（監査報告書を作成しましょう）
- 新年度の事業計画・活動予算書を作成しましたか
- 活動予算書と前年度の活動計算書のつじつまが合っているか確認しましたか
- 役員任期が到達するかどうか確認しましたか（到達する場合は役員改選をしましょう）
- 定款変更の必要性を確認しましたか（変更が必要であれば総会で提案しましょう）

■ 総会と報告等に関する事項

- 総会の開催に必要な要件（招集方法、定足数、招集期日等）を定款で確認しましたか
- 総会の開催や総会に諮る議案について協議する理事会を開催しましたか
- 定款に定められた方法で総会を開催しましたか
- 総会で前年度の事業報告・決算が承認された後、貸借対照表の公告をおこないましたか
- 総会で定款変更を議決した場合、定款変更届の提出や定款変更認証申請をおこないましたか
- 総会の議事録を作成しましたか
- 事業年度終了後 3 か月以内に、所轄庁に事業報告書等を提出しましたか
- 主たる事務所で事業報告書等の備え置きをおこないましたか
- 役員任期が到達し、改選を行なった場合（すべて再任された場合であっても）、法務局への役員変更登記と所轄庁への役員変更届出書をおこないましたか
- 法人税や消費税等の納税義務がある法人は事業年度終了後 2 か月以内に申告・納付しましたか
- 自団体のウェブサイトや、民間のデータベースサイト、内閣府 NPO ポータルサイトに団体の基本情報を掲載している場合、必要な更新をおこないましたか

作成 和歌山県 NPO サポートセンター（指定管理者：認定 NPO 法人わかやま NPO センター）

〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 9 階

TEL 073-435-5424 FAX 073-435-5425 E-mail info@wakayama-npo.jp